

## 滋賀県みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱

令和4年（2022年）4月1日

滋賀県農政水産部長通知

（趣 旨）

第1条 知事は、食料・農村水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を推進するため、市町および農業団体等（以下「市町等」という。）が行う取組に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

（補助対象経費および補助率等）

第2条 補助対象となる経費および補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

（流用の禁止）

第3条 別表1の区分に掲げる1から4の事業に係る経費と5の事業に係る経費との相互間の流用はしてはならない。

2 別表2の区分に掲げる1から3の事業に係る経費、4から6の事業に係る経費および7の事業に係る経費の相互間の流用はしてはならない。

（交付申請書の添付書類等）

第4条 規則第3条に規定する交付申請書は、別記様式第1号のとおりとし、事業実施計画書および収支予算書（別記様式第2号）を添付し、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

2 補助金の交付を申請しようとする者は、前項の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、

かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(申請の取下げ)

第5条 規則第7条第1項に定める申請の取下げをする期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(変更の承認)

第6条 規則第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容につき別表に定める重要な変更（補助事業の中止または廃止を含む。）をしようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(状況報告)

第7条 規則第10条の規定により、補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の12月末現在における事業遂行状況報告書（別記様式第4号）を当該年度の1月20日までに知事に提出しなければならない。ただし、概算払請求書（別記様式第6号）を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

(実績報告書の添付書類等)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書（別記様式第5号）の添付書類および提出部数は、第4条第1項に規定する交付申請書の添付書類等に準ずるものとする。

2 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 実績報告書の提出期日は、補助事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日または補助金の交付の決定のあった年度の3月末日のいずれか早い日とする。

(概算払の請求)

第9条 補助事業者は、規則第15条に規定する概算払を請求する場合は、概算払請求書(別記様式第6号)によるものとする。

(補助金の返還)

第10条 規則第17条に定めるもののほか、第4条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第8条の実績報告書を提出した後において、消費税および地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第8条第2項の規定により減額した場合については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(別記様式第7号)により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、またはない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年の6月10日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第11条 補助事業者は、第4条の規定に基づく交付の申請、第5条の規定に基づく申請の取下げ、第6条の規定に基づく計画変更の申請、第7条の規定に基づく状況報告、第8条の規定に基づく実績報告、第9条の規定に基づく支払請求、第10条の規定に基づく消費税仕入控除税額の確定に伴う報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(グリーン購入)

第12条 補助事業者は、事業の実施に当たり物品等を調達する場合、「滋賀県グリーン購入基本方針(平成14年4月1日策定)」に沿って、環境物品等の調達に努めるものとする。

(標準処理日数)

第13条 規則第4条の規定による補助金の交付の決定は、規則第3条の規定による申請

を受理した日から起算して30日以内に行うものとする。

- 2 第6条の規定による変更の承認は、変更承認申請書を受理した日から起算して30日以内に行うものとする。
- 3 規則第13条の規定による額の確定は、規則第12条の規定による実績報告を受理した日から起算して30日以内に行うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金に適用する。

別表1 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金実施要綱にかかる事業

区分	補助対象経費	事業実施主体	補助率	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更
1 有機農業産地づくり推進緊急対策事業	<p>事業実施主体がみどりの食料システム戦略緊急対策交付金実施要綱（令和3年12月27日付け3環バ第144号農林水産事務次官依命通知。以下、「緊急対策交付金実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する次の経費</p> <p>ア 有機農業実施計画の策定 イ 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践</p>	市町または市町が参画する協議会（緊急対策交付金実施要綱別記1第2に定めるもの）	定額、2分の1以内（機械リースについては2分の1とする。）	補助対象経費の欄に掲げるアとイの経費の相互間における30%を超える増減	<p>1 事業の新設または廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増 4 事業費の30%を超える減</p>
2 グリーンな栽培体系への転換サポート	<p>事業実施主体が緊急対策交付金実施要綱に基づいて行う事業に要する経費</p>	協議会等（緊急対策交付金実施要綱別記2第2に定めるもの）	定額		
3 SDGs対応型施設園芸確立	<p>事業実施主体が緊急対策交付金実施要綱に基づいて行う事業に要する次の経費</p> <p>ア SDGs対応型産地づくりに向けた検討会の開催 イ マニュアル作成・情報発信 ウ 環境影響評価の実施 エ 新技術の実証 オ 省エネ機器設備・資材の導入</p>	協議会（緊急対策交付金実施要綱別記3第2に定めるもの）	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>2分の1以内</p>	補助対象経費の欄に掲げるウからオまでの経費の相互間における30%を超える増減	
4 バイオマス産地消費対策（機械導入）	<p>事業実施主体が緊急対策交付金実施要綱に基づいて行う事業に要する経費</p>	市町または民間団体等（緊急対策交付金実施要綱別記4-1第2に定めるもの）	2分の1以内		
5 バイオマス産地消費対策（施設整備）	<p>事業実施主体が緊急対策交付金実施要綱に基づいて行う事業に要する次の経費</p> <p>ア 建設工事費 イ 製造請負工事費 ウ 機械器具費</p>	市町または民間団体等（緊急対策交付金実施要綱別記4-2第2に定めるもの）	2分の1以内	補助対象経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における30%を超える増減	<p>1 事業の新設または廃止 2 事業実施場所の変更 3 事業実施主体の変更 4 事業費の30%を超える増 5 事業費の30%を超える減</p>

別表2 みどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱にかかる事業

区分	補助対象経費	事業実施主体	補助率	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更
1 推進体制整備	事業実施主体がみどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱（令和4年4月1日付け3環バ第340号農林水産事務次官依命通知。以下、「推進交付金実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する次の経費  ア 持続的な食料システム構築に関する計画の策定 イ 専門指導員の育成・確保	市町	定額	補助対象経費の欄に掲げるアとイの経費の相互間における30%を超える増減	1 事業の新設または廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増 4 事業費の30%を超える減
2 有機農業産地づくり推進	事業実施主体が推進交付金実施要綱に基づいて行う事業に要する次の経費  ア 有機農業実施計画の策定 イ 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践	市町または市町が参画する協議会（推進交付金実施要綱別記2第2に定めるもの）	定額、2分の1以内（機械リースについては2分の1以内とする。）	補助対象経費の欄に掲げるアとイの経費の相互間における30%を超える増減	
3 バイオマス産地消費の推進	事業実施主体が推進交付金実施要綱に基づいて行う事業に要する次の経費  ア 事業化の推進 イ 効果促進対策 ウ メタン発酵バイオ液肥等の利用促進 エ バイオ液肥散布車の導入	市町または民間団体等（推進交付金実施要綱別記7第2に定めるもの）	2分の1以内 定額 定額  2分の1以内	補助対象経費の欄に掲げるアからエまでの経費の相互間における30%を超える増減	
4 グリーンな栽培体系への転換サポート	事業実施主体が推進交付金実施要綱に基づいて行う事業に要する経費	協議会（推進交付金実施要綱別記3第2に定めるもの）	定額		1 事業の新設または廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増 4 事業費の30%を超える減
5 SDGs対応型施設園芸確立	事業実施主体が推進交付金実施要綱に基づいて行う事業に要する次の経費  ア SDGs対応型産地づくりに向けた検討会の開催 イ マニュアル作成・情報発信 ウ 環境影響評価の実施 エ 新技術の実証 オ 省エネ機器設備・資材の導入	協議会（推進交付金実施要綱別記4第2に定めるもの）	定額  定額 定額 定額 2分の1以内	補助対象経費の欄に掲げるウからオまでの経費の相互間における30%を超える増減	
6 地域循環型エネルギーシステム構築	事業実施主体が推進交付金実施要綱に基づいて行う事業に要する次の経費  ア 営農型太陽光発電のモデル的取組支援 イ 未利用資源のエネルギー利用促進への対策調査支援	協議会、市町または民間団体等（推進交付金実施要綱別記6第2に定めるもの）	定額、2分の1以内 定額	補助対象経費の欄に掲げるアとイの経費の相互間における30%を超える増減	
7 バイオマス産地消費施設整備	事業実施主体が推進交付金実施要綱に基づいて行う事業に要する次の経費  ア 建設工事費 イ 製造請負工事費 ウ 機械器具費	市町または民間団体等（推進交付金実施要綱別記8第2に定めるもの）	2分の1以内	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における30%を超える増減	1 事業の新設または廃止 2 事業実施場所の変更 3 事業実施主体の変更 4 事業費の30%を超える増 5 事業費の30%を超える減

別記様式第1号（第4条関係）

〇〇年度滋賀県みどりの食料システム戦略推進交付金（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）  
交付申請書

番 号  
年 月 日

（宛先）  
滋賀県知事

申請者	住所	（自治体にあたっては不要）
	氏名	（法人にあたっては名称および代表者の職名・氏名）
		（自治体にあたっては市（町）長の氏名）
発行責任者・ 担当者	氏名	（法人にあたっては発行責任者および担当者の氏名）
		（自治体にあたっては担当者の氏名）
	連絡先 電話番号	

〇〇年度において下記のとおり事業を実施したいので、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）第3条の規定により、補助金 円  
の交付を申請します。

なお、この申請に当たり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

1. 事業計画書および収支予算書（別記様式第2号）

別記様式第2号（第4条関係）

年 月 日

1 事業の目的

別添事業実施計画書のとおり

2 事業計画（実績）の内容

別添事業実施計画書のとおり

3 経費の配分

（単位：円）

事業に要する（した） 経費（A+B）	負担区分		備考
	県（A）	市町（B）	

4 事業完了（予定）年月日 年 月 日



## 5 収支予算（精算）

### （1）収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	増減		備考
			増	減	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇					
(1) 県補助金					
(2) 事業実施主体					
合計					

区分の欄の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇には別表1または別表2の区分の欄に定める事業を記載すること。

### （2）支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	増減		備考
			増	減	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇					
合計					

区分の欄の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇には別表1または別表2の区分の欄に定める事業を記載すること。

## 6 添付書類

### ・事業実施計画書

(別表1については緊急対策交付金実施要綱、別表2については推進交付金実施要綱に基づく事業計画書を添付)

別記様式第3号（第6条関係）

〇〇年度滋賀県みどりの食料システム戦略推進交付金（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）  
変更（中止、廃止）承認申請書

番 号  
年 月 日

（宛先）  
滋賀県知事

申請者	住所	（自治体にあたっては不要）
	氏名	（法人にあたっては名称および代表者の職名・氏名）
		（自治体にあたっては市（町）長の氏名）
発行責任者・ 担当者	氏名	（法人にあたっては発行責任者および担当者の氏名）
		（自治体にあたっては担当者の氏名）
	連絡先 電話番号	

〇〇年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった〇〇年度滋賀県みどりの食料システム戦略推進交付金（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）について、下記のとおり変更（中止、廃止）し〔金 円の追加交付を受け〕たいので、滋賀県みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱第6条の規定により承認されたく申請します。

記

I. 変更（中止、廃止）の理由

II. 変更（中止、廃止）の内容

（以下の記載事項は、別記様式第2号に準じて作成すること）

（注）

- 1 補助金の額が増額する場合は、〔 〕の部分に記載すること。
- 2 補助金交付の決定に係る内容および経費の配分、ならびに実績報告の内容および経費の配分を比較対照できるように作成するものとし、事業計画の内容、経費の配分は変更となった部分についてのみ変更前を括弧書きで記載すること。

別記様式第4号（第7条関係）

〇〇年度滋賀県みどりの食料システム戦略推進交付金（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）  
遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

（宛先）  
滋賀県知事

申請者 住所 (自治体にあたっては不要)  
氏名 (法人にあたっては名称および代表者の職名・氏名)  
(自治体にあたっては市(町)長の氏名)  
発行責任者・氏名 (法人にあたっては発行責任者および担当者の氏名)  
担当者 (自治体にあたっては担当者の氏名)  
連絡先  
電話番号

〇〇年度滋賀県みどりの食料システム戦略推進交付金（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）の遂行状況について、滋賀県みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 実施状況

区 分	補助金にか かる事業に 要する経費 (A)	出 来 高				事業完了 予 定 年 月 日	備 考
		月 日現在執行済額		月 日以降執行見込額			
		金 額(B)	B/A	金 額(C)	C/A		
〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇	円	円	%	円	%		
計							

区分の欄の〇〇〇〇〇〇〇〇〇には別表1または別表2の区分の欄に定める事業を記載すること。  
注)「交付金にかかる事業に要する経費(A)」は、交付申請書の添付書類(別記様式2号)の「3 経費の配分」に記載された金額とし、出来高は「交付金にかかる事業に要する経費(A)」に対する進捗状況等を記載する。

2 進捗状況が遅れている場合は、その理由と今後の措置

別記様式第5号（第8条関係）

〇〇年度滋賀県みどりの食料システム戦略推進交付金（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）  
実績報告書

番 号  
年 月 日

（宛先）  
滋賀県知事

申請者	住所	（自治体にあたっては不要）
	氏名	（法人にあたっては名称および代表者の職名・氏名）
		（自治体にあたっては市（町）長の氏名）
発行責任者・ 担当者	氏名	（法人にあたっては発行責任者および担当者の氏名）
		（自治体にあたっては担当者の氏名）
	連絡先 電話番号	

〇〇年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった〇〇年度滋賀県みどりの食料システム戦略推進交付金（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）について、下記のとおり実施したので、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）第12条の規定に基づき、その実績を報告します。

記

（記載事項は、別記様式第2号に準じて作成すること）

（注）補助金交付の決定に係る内容および経費の配分、ならびに実績報告の内容および経費の配分を比較対照できるように作成するものとし、事業計画の内容、経費の配分は変更となった部分についてのみ変更前を括弧書きで記載すること。

別記様式第6号（第9条関係）

〇〇年度滋賀県みどりの食料システム戦略推進交付金（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）  
概算払請求書

金 円

〇〇年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった〇〇年度滋賀県みどりの食料システム戦略推進交付金（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）を上記のとおり交付されるよう、滋賀県みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱第9条の規定により請求します。

年 月 日

(宛先)  
滋賀県知事

申請者	住所	(自治体にあたっては不要)
	氏名	(法人にあたっては名称および代表者の職名・氏名)
		(自治体にあたっては市(町)長の氏名)
発行責任者・ 担当者	氏名	(法人にあたっては発行責任者および担当者の氏名)
		(自治体にあたっては担当者の氏名)
	連絡先 電話番号	

別紙

区分	補助金 交付 決定額	既受領額		今回請求額		残 額		事業完了 (予定) 年月日	備 考
		金 額	出 来 高	金 額	月 日ま で予定出来 高	金 額	月 日 まで予定 出来高		
〇〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	%	円	%	円	%		
計									

区分の欄の〇〇〇〇〇〇〇〇〇には別表1または別表2の区分の欄に定める事業を記載すること。

別記様式第7号（第10条関係）

〇〇年度滋賀県みどりの食料システム戦略推進交付金（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）  
の仕入れに係る消費税仕入控除税相当額報告書

番 号  
年 月 日

（宛先）  
滋賀県知事

申請者	住所	（自治体にあたっては不要）
	氏名	（法人にあたっては名称および代表者の職名・氏名）
		（自治体にあたっては市（町）長の氏名）
発行責任者・ 担当者	氏名	（法人にあたっては発行責任者および担当者の氏名）
		（自治体にあたっては担当者の氏名）
	連絡先 電話番号	

〇〇年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった〇〇年度滋賀県みどりの食料システム戦略推進交付金（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）について、滋賀県みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 1 滋賀県補助金等交付規則第13条に基づく補助金の額<br>（〇〇年〇月〇日付け滋〇〇第〇〇〇号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税仕入控除税額                               | 金 | 円 |
| 3 消費税および地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税額                           | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）   | 金 | 円 |

（注）事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

